

事務事業	08	成年後見制度の利用促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進					
事業内容							
目的	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制をつくります。						
対象・手段	新宿区社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援していきます。						
成果（事業が意図する成果）							
後見人の担い手の裾野の拡大、孤立の防止及び関係者等による横断的な連携が図れるとともに、制度の利用を必要とする人の把握や、後見人業務以外での地域でのサポート体制が構築されます。その結果、成年後見制度のより円滑な活用が行われます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
成年後見制度推進機関の設置運営		成年後見制度の利用を促進するための機関を新たに設置運営します。			(平成19年度に 1所の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1	所	0.00	0.00	0.00	1.00	
	実績 1	所	0.00	0.00	0.00	1.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の実施内容							
平成18年度	成年後見制度推進機関検討委員会の開催（計7回）、事務処理システムの導入 講演会（1回200名）、パンフレット作成（10,000部） 成年後見・権利擁護相談（管理課実施119件・社会福祉協議会実施155件）						
平成19年度	成年後見センターの開設（平成19年7月）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催（計7回） 地域センターを利用した講演会・出前講座等の開催（計27回・延べ470名参加） パンフレット作成（2種類・計11,000部） 成年後見・権利擁護相談（社会福祉協議会実施525件）						

部名称		福祉部		課名称		地域福祉課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	0	4,318	29,728	
	人件費	千円	0	0	0	0	
	事務費	千円	0	0	408	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	0	0	4,726	29,728	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	0	0	4,726	29,728	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	0	24,393	
	特定財源		0	0	4,726	5,335	
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	0.00	82.05	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
今後、新宿区に登録した社会貢献型後見人養成研修の修了者が円滑に後見業務を行えるよう実務を経験する場を提供するとともに、支援体制の充実を図っていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	専門家や医師、福祉関係者、行政職員等で構成する成年後見制度推進機関検討委員会での検討結果に基づき、平成19年7月に成年後見センターを開設（目標を100%達成）しました。				
	実施の成果	3	専門家による相談窓口を充実したことにより、申立手続き等のきめ細やかな対応ができるようになりました。その結果、相談件数が平成18年度に比べて2倍（525件）に増加しました。				
	効率性	3	成年後見センターでは、専門員による相談窓口を設け、一体的な利用者支援を行っています。また、認知症等により判断能力が十分でない方のための各種サービスも社会福祉協議会で提供しており、効果的・効率的に事業が運営されています。				
	行政の関与	3	この事業は、新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度を普及させ、制度の利用推進を図っていくことは行政の重要な役割であると考えます。				
	妥当性	2	社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度との関連性が高く、成年後見センターの設置は制度の利用促進に有益です。社会福祉協議会に事業を委託して運営することで、利用者の利便性と信頼を高めることができます。				
	施策寄与度	2	相談件数が平成18年度に比べて2倍（525件）に増加しました。成年後見制度の利用促進を図ることにより、判断能力が低下した場合でも地域で安心して生活できるようになります。このことは、きめこまやかな総合的福祉の推進に寄与しています。				
総合評価	平成19年度の評価をBとした理由は、成年後見センターを開設したことにより、認知症高齢者など成年後見制度を利用する人は増加するものと考えられます。成年後見センターの相談件数が平成18年度に比べ2倍に増加（525件）したことや出前講座等による広報・啓発活動は、区民の福祉の推進に大きく寄与したものと考えます。 また、過去3年間の実績ではBと評価します。予定通り平成18年度中に成年後見制度推進機関検討委員会を開催し、新宿区における成年後見制度のあり方について報告書を取りまとめました。成年後見センターが中心となって、制度を必要とする人を総合的に支援することは、制度の利用促進に大いに有効であると考えます。						B 過年度評価 18年度 B 17年度 16年度 15年度
	改革方針	この事業は、成年後見センターにおける運営体制の充実と制度の普及啓発のために、第一次実行計画の「7 成年後見制度の利用促進」に引き継いで取り組んでいきます。なお、相談件数の増加に伴い、今後、支援活動の強化を図っていきます。 社会貢献型後見人養成研修の修了者については、現在、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動しています。今後は、専門職後見人（司法書士等）の業務補助ができるよう関係機関に働きかけていきます。					